

崎環（保）第319号
令和4年9月12日

長崎県クレー射撃協会長 様

長崎県警察本部
生活安全部生活環境課長



故安倍晋三国葬儀の執行に伴う銃砲及び火薬類の適正な管理について(依頼)
貴会におかれましては、平素より銃砲及び火薬行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、故安倍晋三国葬儀が令和4年9月27日に日本武道館において執行される予定であり、警察では、危害の未然防止を図るため各種対策を進めているところですが、銃砲・火薬類等の保管管理に適正さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されるところであります。

貴会におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、会員に対して、下記のとおり銃砲・火薬類等の盗難防止措置等の徹底等について御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 徹底等をお願いする期間

令和4年9月20日（火）から各国要人が離日するまでの間

2 徹底等をお願いする事項

(1) 盗難防止措置等の徹底

銃砲・火薬類等を保管する場合は、法令に定められた設備に確実に保管を行うとともに、猟銃の先台等重要部品を銃本体から外して別の場所に保管するなど、安全な保管に一層の配慮を行うこと。

また、銃砲・火薬類等の携帯・運搬時における盗難・亡失防止のため、これらを車両内に放置しないこと。

(2) 譲渡時における確認の徹底

銃砲・火薬類等を譲渡する際は、確実に許可証の提示を受けた後に譲り渡すこと。